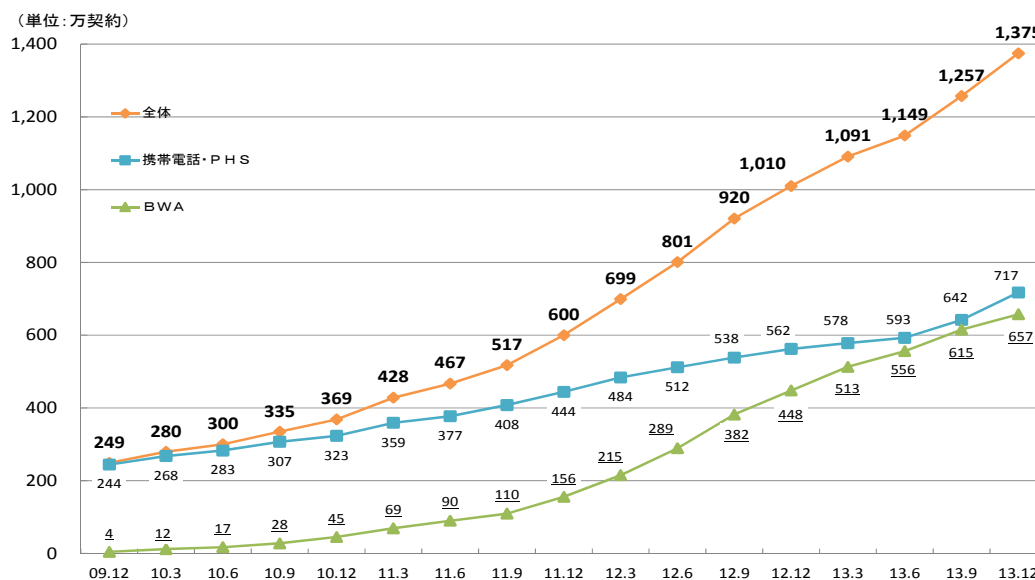


## 1 MVNOの市場参入の動向

- ✓ MVNOサービスの契約数は増加傾向。携帯・PHSとBWAが約半々ずつで構成。

2013年12月末時点での、MVNOサービスの契約数は1,375万(同年9月比+9.3%、前年12月比+36.1%)。そのうち、携帯電話・PHS回線を利用するものは717万(同年9月比+11.7%、前年12月比+27.6%)と52%を占めるのに対し、BWA回線を利用するものは657万(同年9月比+6.8%、前年12月比+46.8%)と48%を占めています。

【図1】契約数の推移



出典：事業者報告の集計結果(総務省作成。以下同じ。)

## 2 MVNOサービスの契約数の動向

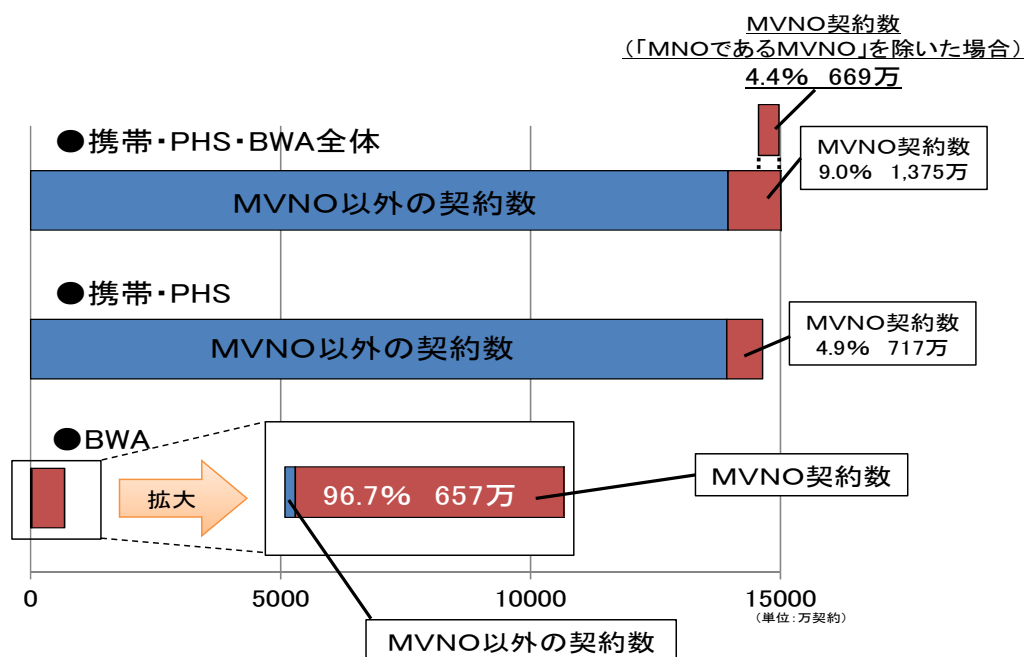
### (1) 移動系通信市場全体に占めるMVNO契約数の割合

- ✓ 移動系通信市場全体におけるMVNO契約数の占める割合は9%程度で1,375万。同契約数から「MNOであるMVNO」分を除いた場合は4%強で669万。

移動系通信市場(携帯電話・PHS・BWA)全体の契約数は、2013年12月末時点で1億5,325万。MVNO契約数の占める割合は9.0%の1,375万であり、そのうち同契約数から「MNOであるMVNO」を除いた場合の割合は4.4%の669万となります。

また、携帯電話・PHSの契約総数中に占めるMVNOの契約数の割合は4.9%で717万、BWAでは96.7%で657万となっています。

【図2】 移動系通信市場におけるMVNO契約数の占める割合



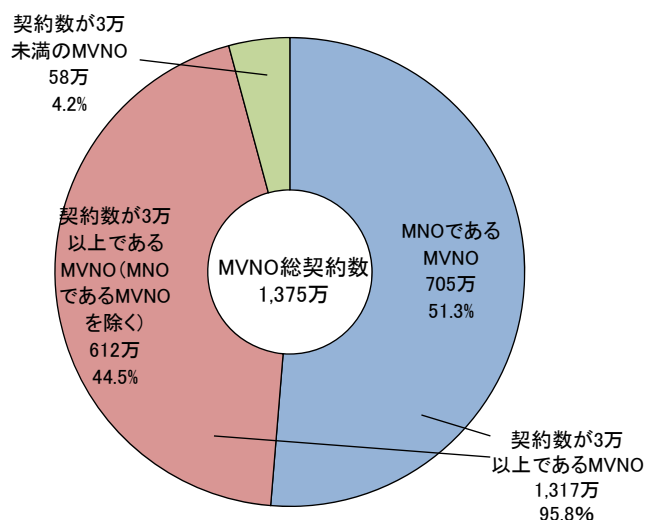
出典：事業者報告の集計結果

(2) 「MNOであるMVNO」の契約数

✓ 「MNOであるMVNO」の契約数シェアは51%で705万。

MVNO総契約数1,375万の中で、「MNOであるMVNO」は51.3%（同年9月比▲0.1ポイント）で705万、「契約数が3万以上であるMVNO（MNO除く）」は44.5%（同年9月比▲1.2ポイント）で612万、「契約数が3万未満のMVNO」は4.2%（同年9月比+1.3ポイント）で58万となっています。

【図3】 MVNO契約数の内訳（MNOからの報告に基づくもの）



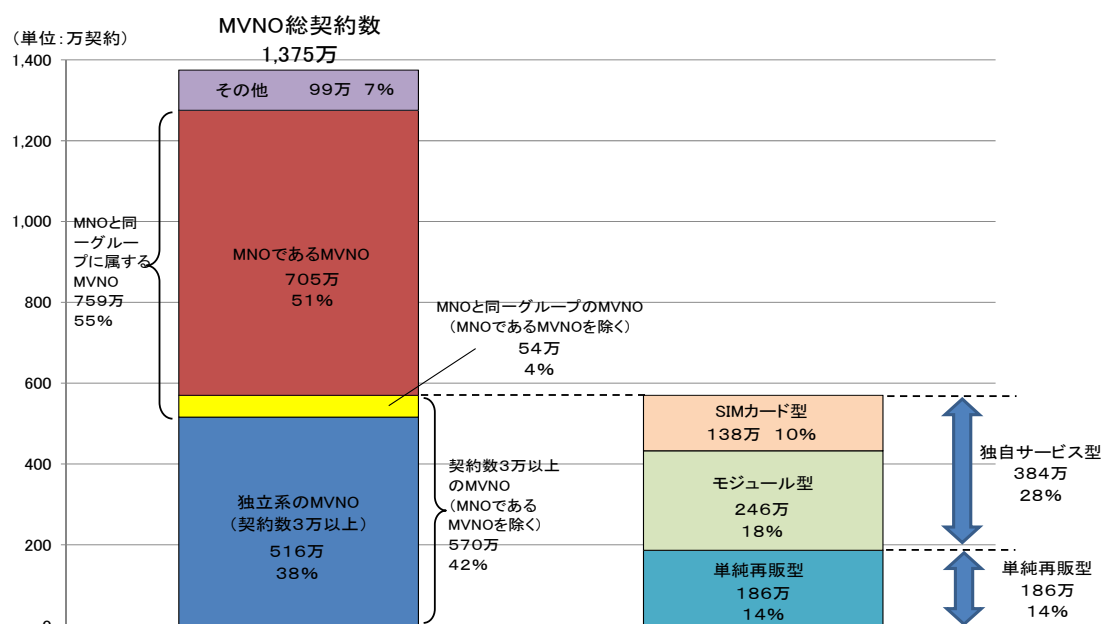
出典：事業者報告の集計結果

### (3) 「独自サービス型」MVNO契約数

- ✓ 「MNOと同一グループに属するMVNO」の契約数は759万で、MVNO総契約数に占めるシェアは55%。
- ✓ 「SIMカード型」のMVNOサービスの契約数は138万で、シェアは10%。

MVNOサービス全体の契約数のうち、「MNOと同一グループに属するMVNO」の割合は55%で759万。「契約数3万以上のMVNO（MNOであるMVNOを除く）」に含まれる「単純再販型」は14%で186万、「独自サービス型」は28%で384万を占めています。「独自サービス型」は、さらに「SIMカード型」と「モジュール型」とに分けられ、それぞれ10%で138万、18%で246万となっています。

【図4】MVNOサービスの内訳



出典：事業者報告及び競争評価 2013 事業者アンケート等を基に総務省作成

(注1) 単純再販型とは、MNOと同一の料金プランでサービスを提供する事業形態をとるものをいう。

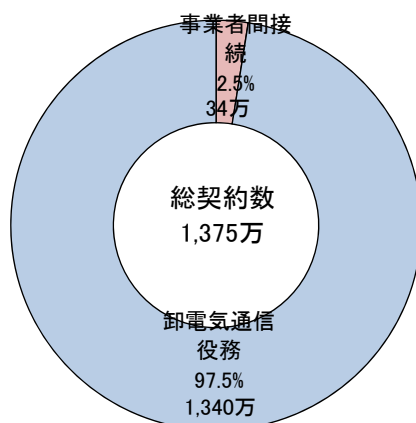
(注2) SIMカード型とは、独自の料金プランでSIMカードによりデータ通信サービス単体を提供する形態をとるものをいう。

### (4) 事業者間接続のMVNO契約数

- ✓ 事業者間接続のMVNO契約数は34万で、シェアは2.5%にとどまる。

契約数ベースでは、卸電気通信役務のMVNOサービスの契約数が1,340万で全体の97.5%（同年9月比+0.2ポイント）であるのに対し、事業者間接続の契約数は34万で2.5%（同年9月比▲0.2ポイント）となっています。

【図5】事業者間接続／卸電気通信役務別の契約数と割合



出典：事業者報告の集計結果

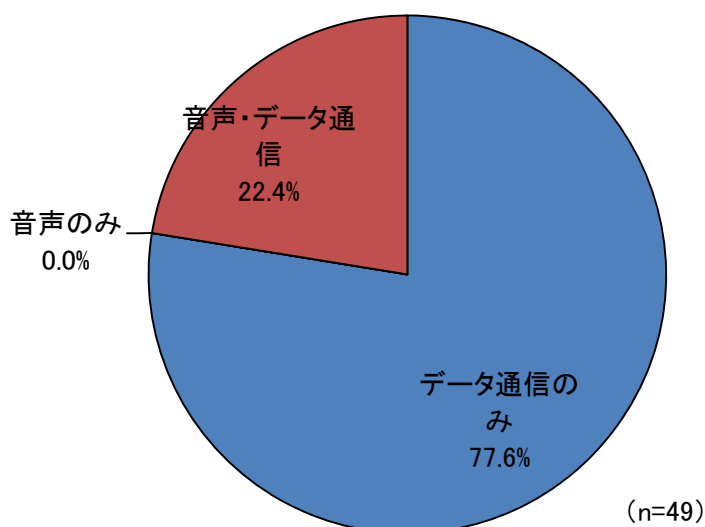
### 3 MVNOサービスの事業者数の動向

#### (1) データ通信と音声通信の割合

✓ MVNOの提供するサービスでは、データ通信サービスが主流。

競争評価 2013 事業者アンケート（参考2）によれば、「データ通信のみ」を提供するMVNOが77.6%であったのに対し、「音声・データ通信」の両方を提供しているMVNOは22.4%でした。

【図6】データ通信／音声通信別の事業者数の割合



出典：競争評価 2013 事業者アンケート

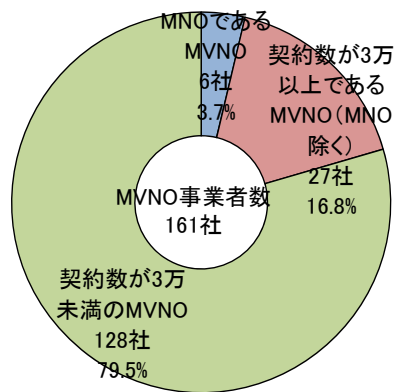
(2) MVNOの事業規模別の分類

- ✓ MVNOサービスの事業者数は 161 社。そのうち2割の事業者が契約数3万以上で、契約数では全体の9割以上を占める。
- ✓ 利用回線別では「携帯・PHSのみ」のMVNOサービスの事業者数が 93 社と過半に達している。

事業者数は 161 社（同年9月比+4社）となっています。

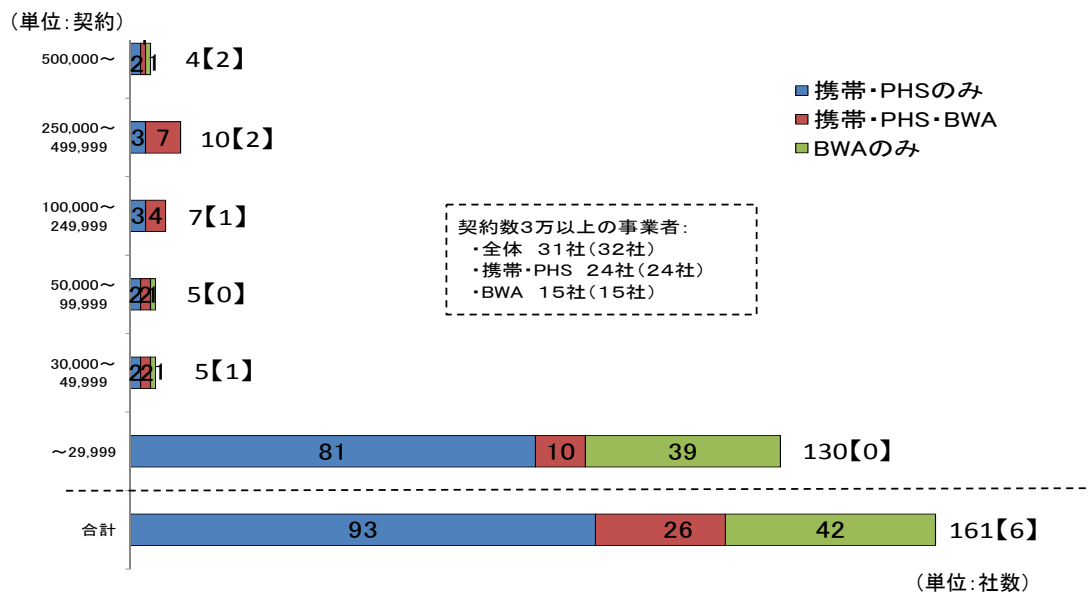
契約数が3万以上のMVNOは、「MNOであるMVNO」の6社を含め33社（20.5%）です。当該33社の合計契約数は、MVNO総契約数の9割以上を占めています。

【図7】MVNOの内訳（事業者数に基づくもの）



出典：事業者報告の集計結果

【図8】MVNO契約数に対応する事業者数の分布



※ ( ) 内は、平成 25 (2013) 年 9 月末の数値。  
 ※ 【 】 内は、「MNOであるMVNO」の事業者数 (内数)。

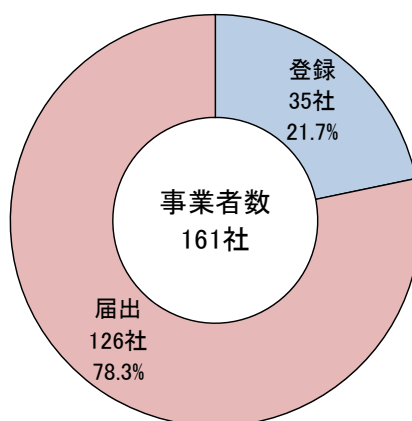
出典：事業者報告の集計結果

### (3) 電気通信事業者としての登録と届出

✓ MVNOの78%は届出電気通信事業者で、その数は126社。

MVNOとなるには電気通信事業者であることが要件となりますが、届出電気通信事業者の数は126社で全体の78.3%（同年9月比+0.6ポイント）となっています。他方、登録電気通信事業者の数は35社で21.7%（同年9月比▲0.6ポイント）です。

【図9】電気通信事業者種別における事業者数と割合



出典：事業者報告の集計結果

## 4 MVNOに係る月額データ通信接続料の推移と設定状況

✓ 2014年3月末に総務省に届出のあったMVNOに係る月額データ通信接続料については、NTTドコモの場合は、前年度比で57%低減。

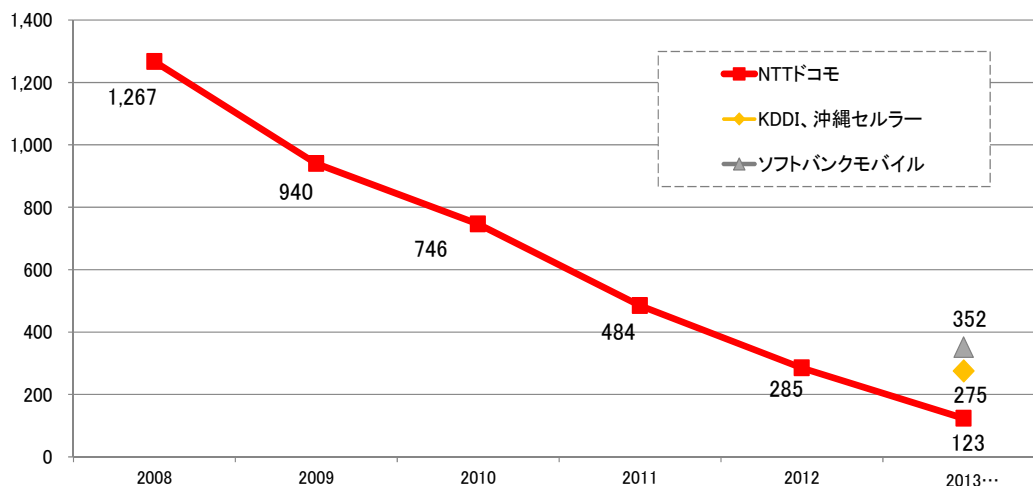
第二種指定電気通信事業者（NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー及びソフトバンクモバイル）は、電気通信事業法第34条第3項において、接続料が規律されており、その具体的な算定ルールは「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において規定されています。

図10のとおり、第二種指定電気通信事業者が2014年3月末に総務省に届出した月額データ通信接続料（レイヤ2接続・10Mbps当たり）については、NTTドコモの場合は123万円へと前年度比で57%低減しました。これは主として上記ガイドラインに定める接続料の算定式の分母となる需要の増加によるものです。

なお、ここでいうレイヤ2接続とは、MVNOが運営・管理するパケット交換機をMNOのネットワークに接続する形態であり、MVNOが認証、セッション管理機能等を担うことにより、MVNO独自のサービス設計（低料金・低容量サービス等）が可能となります。

【図 10】 第二種指定電気通信事業者の月額データ通信接続料の推移

(単位:万円)



(単位:円)	2008	2009	2010	2011	2012	2013 (年度)(※)
NTTドコモ (レイヤ2)	12,671,760	9,396,038	7,458,418	4,843,632	2,846,478	1,234,911
KDDI、沖縄セルラー (レイヤ2)	-	-	-	-	-	2,751,142
SBM (レイヤ2)	-	-	-	-	-	3,517,286

(※)前年度実績値に基づく接続料。なお、平成 26 年3月、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正に伴い、2013 年度適用接続料から、月額データ接続料の算定に用いる入力値を「前年度実績値」から「当年度実績値」に変更。各社の当年度実績値に基づく2013 年度適用月額データ接続料(平成 26 年末頃、届出見込み)は、更なる低廉化の見込み。

出典：各社からのデータ通信接続料に関する届出を基に総務省作成

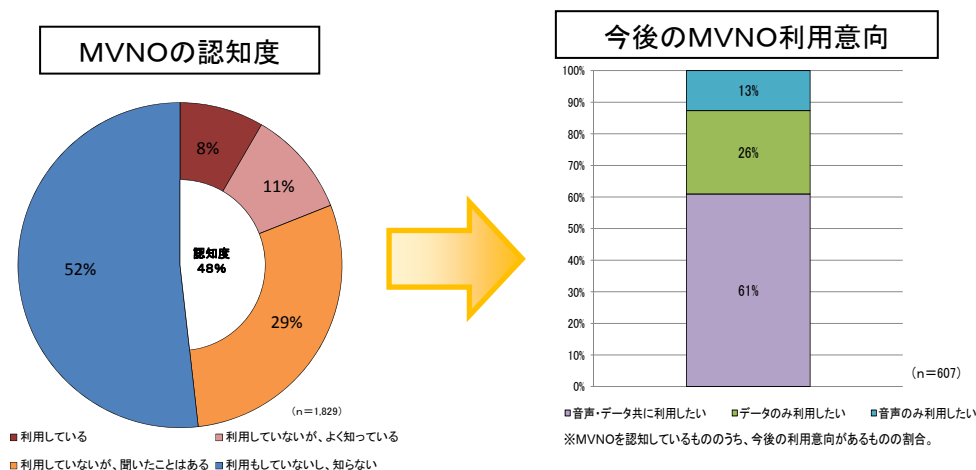
## 5 MVNOの認知度

- ✓ 2013 年度のMVNOの認知度は 48%と、2012 年度の 31%と比べて大きく上昇。
- ✓ MVNOを認知していて、今後も利用意向がある回答者の中で、「音声・データ共に利用したい」が 61%で最多。

競争評価 2013 利用者アンケート(参考3)によれば、MVNOを「利用している」の回答割合は8%です。それ以外に「よく知っている」、「聞いたことはある」という回答者の割合は、それぞれ 11%、29%でした。これらを合計したMVNOの認知度は48%で、前年度と比べて17ポイントの上昇が見られました。

なお、MVNOを認知していて、かつ今後も利用意向があるもののうち最も多くを占めているのは「音声・データ共に利用したい」の61%で、「データのみ利用したい」の26%を大きく上回りました。

【図 11】 MVNO の認知度と今後の MVNO 利用意向



出典：競争評価 2013 利用者アンケート

### (参考1) 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の改正

総務省は、平成 15(2003)年度から電気通信事業分野の競争状況の評価を実施しており、その一環として平成 25(2013)年9月、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(平成 25 年総務省令第 87 号)により、MVNOに関する報告体制の整備を行ったもの。

この改正において、MNOから全てのMVNO事業者名の報告や、契約数3万以上のMVNO事業者等から契約数等の報告を受けることとなった。その効果として、複数のMNOを利用するMVNO事業者の重複の排除をはじめとした数値の精査が可能となり、報告の適正化が図られた。その結果、MVNO事業者数については、平成 25(2013)年3月末に 354 社(※)であったところ、同年9月末に 157 社であることが確認された。

※「電気通信事業分野における競争状況の評価 2012」(平成 25 年 9 月)において公表。

### (参考2) 競争評価 2013 事業者アンケート

MVNOのうち、MNOと直接契約のあるMVNOの一部及びMNOであるMVNOを対象とした任意のアンケート調査を実施(アンケート実施期間:平成 26(2014)年 1 月~2 月)。回収率は 90.7%(49 社/54 社)。回答はアンケート調査の回答データ時点(平成 25(2013)年 12 月末)における各社の直近の決算年度に基づく(契約数等については平成 25(2013)年 12 月末時点)。

なお、アンケート回答事業者の主たる業種は、情報通信業が 80%、サービス業が 16%、製造業が 2%、その他の業種が 2%となっている。

### (参考3) 競争評価 2013 利用者アンケート

Web形式による約 2,000 人に対するアンケート調査。その対象者は、アンケート調査会社登録モニターで、自宅で固定回線(ADSL回線・CATV回線・FTTH回線)や移動体通信端末を利用している全国の 10 代以上の男女。サンプルが偏らぬよう、居住地域や年齢区分ごとに割付を行って対象者を選定。調査項目については、移動系・固定系の別に分けてサンプルを回収。